

花と緑でいっぱい
宇城市に宇城市長
阿曾 清

市民の皆さん方が中心となり、国が定めた6月の環境週間に合わせて市内全域で美化作業が実施され、きれいで素晴らしい宇城市に生まれ変わりました。

しかし梅雨から夏の季節になると、道路際や花壇などに雑草が生い茂ってきます。せっかく美化作業に精を出していただいたのに、「この草の野郎」と思わずにはられません。

市内を回っていると、所々で老人会やグループの方々が除草作業をされています。会社の方が缶やごみを拾っておられる姿を見ますと、感謝の気持ちが出てきます。

熊本市が昔、森の都といわれた時代がありました。行政も企業も団体も、皆で木を植えるよう

※11月の市長談話室は10日(金)の予定です。参加ご希望の方は、広報統計課(☎32-1111)へ10月20日(金)までにお申し込みください。

と、あいさつのたびにお願ひしています。「自分の職場に毎年5〜10本植えれば、10年後は森の都に宇城市がなりますよ。そして市民一人一人が花を植えましょう。そうすれば花の都になりますよ」と話をしています。志ある地域住民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

11月には環境フォーラムや宇城クリーンセンターでのリサイクル祭など、環境イベントが開催されます。そこで11月を宇城市独自の環境月間に定め、市民主導による環境モデル都市の実現を図るために、今一度、市民一斉美化作業に取り組んでいただければと希望するものです。

今回新たな企画として市長出前パンコ(縁色)トークを実施することになりました。

市長が皆さまの所へ出掛け、行政に関することを皆さまと共に語り合います。月に4回程度を予定し、時間は市長の日程に合わせていただきます。個人的な会やグループでも結構です。申込・問合せ先 総務課秘書係(☎32-1111(内線290))



●対象者は？

国民年金の第1号被保険者で保険料を納めている人が加入できます(農業者年金加入者は加入できません)。

●掛け金は？

性別や加入する時の年齢、加入する型で決まります。

賢く
みんなの
年金学

オススメする理由

- ◆公的な年金なので安心して加入できます。
- ◆5つの型(A・B・I・II・III型)を組み合わせることで自由に設計でき、掛け金月額6万8千円以内であれば、何口でも加入できます。
- ◆納めた掛け金は確実に自分の年金になります。
- ◆掛け金は全額社会保険料控除の対象となります。また年金も公的年金等控除が適用され、所得税・住民税などの節税効果があります。

精神保健福祉法の改正により、ここが変わりました

問合せ先 福祉課障害福祉係 ☎32-1111

変更その1 精神障害者保健福祉手帳に写真を貼り付けることになりました

10月1日認定分から写真を貼付します(申請時に写真が添付できない場合は後日提出しても構いません)。貼付を希望しない場合は、既交付者であっても手帳は交付されません。既交付者は10月1日以降、手帳更新時に写真が貼付された新手帳へ切り替えます。ただし、ご希望により更新時と関係なく新手帳に切り替えることもできます。

●写真の要件

- ・縦4cm×横3cm
- ・上半身正面向き
- ・帽子、サングラス着用不可
- ・本人のみ写っていること
- ・上記4点を満たせば証明写真でなくスナップ写真でも可能
- ・デジタルカメラ撮影の物は変色しない写真仕上げであること
- ・ポラロイド写真不可

10月1日から交付の精神障害者保健福祉手帳(予定)

氏名	宇城 太郎	交付日	
手帳番号	〇〇〇〇〇〇号	有効期限	
写真貼付	(縦4cm横3cmで脱帽して上半身を写したもの)	(更新)	
通院医療費受給者番号	〇〇〇〇〇〇号	(更新)	
写真の上に刻印のない手帳は無効		(更新)	
障害等級	〇 級 性別 *	(更新)	
住所	宇城市〇〇町〇〇〇××××番地	(更新)	
生年月日	昭和××年××月××日生	熊 本 県	

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の保健福祉手帳

変更その2 申請の添付書類に「特別障害給付金資格者証」が追加されました

10月1日申請分から特別障害給付金受給者は、その証書により医師の診断書が不要となります。

●必要な添付書類

- ・特別障害給付金資格者証の写し
- ・国庫金振込み通知書もしくは国庫金送金通知書の写し
- ・関係機関への照会に対する同意書

各種証明書の発行、各種申請受付など

窓口時間延長を本格実施します

通常の時間帯に利用できない人などへのサービス向上のために、4月から9月の毎週木曜日に窓口業務時間を午後7時まで延長(試行)したところ、多くの人に利用いただきました。よってこのたび10月から毎週木曜日(祝日と重なる場合は金曜日)に本格実施することになりました。

延長する時間

午後5時15分〜7時00分

延長する窓口は市役所本庁1階にある次の課で、取り扱う主な業務内容は次のとおりです。

また国、県、他の市町村および関係機関に確認を要するものなど、申請や届け出の内容によつては手続きが完了しない場合や対応できない場合があります。ご不明な点は事前に電話などでご確認ください。

延長する窓口と業務内容

会計課 正面玄関入って左手

○会計係

・納付書による収納(納付書を持参した人のみ)

税務課 ④番窓口

○市民税係

・所得、課税証明書の交付

・納税証明書の交付

○資産税係

・固定資産証明書の交付

・乳幼児および母子医療費の申請受付

・住宅用家屋証明書の交付

・保育料納付書発行および納入

市民課 ⑤番窓口

○戸籍住民係

・戸籍謄、抄本および住民票の写しなどの証明書交付

・印鑑登録および印鑑登録証明書交付

○国保年金係

・国保被保険者証の再発行および各種申請書受付

・国民年金に関する各種申請書および請求書受付

福祉課 ⑧番窓口

○福祉総務係

・高齢者福祉申請受付

・特別弔慰金申請受付

○障害福祉係

・身体障害者、療育、精神保健福祉手帳交付申請受付

・重度心身障害者医療費等各種助成の申請受付

○こども福祉係

・児童手当申請受付

・児童手当申請受付

・児童手当申請受付

市役所本庁1階案内図

